

保育園入所に手続きが必要となる事項

保育の実施期間中に、下記に該当する場合には手続きをお願いいたします。

項 目	手 続 き 方 法
1. 世帯に変更がある場合	祖父母との同居、ひとり親家庭の解消等世帯に変更がある場合には、子育て応援課へご連絡ください。その場合で保育の必要性の認定の基準に該当しなくなった場合には、退所届の提出をお願いいたします。また入所が継続する場合でも、保育料に変更が生じる場合があります。
2. 父又は母の就労が終了、又は変更した場合	就労が終了した場合で、次の就労先が決定している場合には、再度就労証明書を子育て応援課へ提出してください。就労先の就労時間、就労日数等に変更があった場合も同様です。就労の予定がない場合には、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
3. 祖父母の就労が終了した場合	同居（自営業含む）の祖父母の就労が終了した場合で、次の就労先が決定している場合には、再度就労証明書を子育て応援課へ提出してください。就労先の就労時間、就労日数等に変更があった場合も同様です。就労の予定がない場合には、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
4. 出産後母親の状況が回復した場合	出産時の保育は緊急的（入院・常時臥床・安静必要・ほぼ毎日通院）なもの、または産前産後各8週間以内に限定されていますので、母親の状況が保育可能となった場合には、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。ただし、育児休業中（育休取得対象児童が1歳になる前日まで）は継続保育が可能な場合があります。（保育所の状況による）
5. 病気が回復した場合	退院した場合、常時臥床から回復され保育可能となった場合には、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
6. 介護・看護が終了した場合	家族の退院、介護・看護が終了し保育可能となった場合には、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
7. 災害復旧が終了した場合	災害の復旧作業が終了し保育可能となった場合には、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
8. 就学が終了した場合	就労を目的とした就学が終了し保育可能となった場合には、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
9. 求職活動が終了した場合	父または母、同居の祖父母が求職中のため、入所を決定している児童においては、求職活動が終了し保育可能となった場合には、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。 また、求職活動の結果、就職先が決まった場合には、就労証明書を提出願います。 ※求職活動により保育の必要性の認定をできる期間は原則90日間としております。
10. 兄弟姉妹の状況	3歳以上の入所児童の兄弟姉妹が幼稚園に入園している場合には、保育可能とみなされ、保育の必要性の認定基準に該当しない場合がありますので、子育て応援課へご連絡ください。また入所児童の兄弟姉妹（主に1～2歳の3歳未満児）を自宅で保育している場合は、保育可能とみなし、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。ただし、兄弟姉妹に障害・病気があり入院や通院が頻回となった場合、0歳児を保育している場合にはご相談ください。

※1 退所届や就労証明書の様式については、本ホームページのほか子育て応援課にございますので、提出が必要な際には直接お越しいただくか、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

※2 就労先や世帯の状況の変更等、書類の提出をする際には「保育所入所児童申告書」という様式の提出も必要となりますので、子育て応援課へお越しください。（入所期間延長の際にも必要です。）